

株 主 各 位

愛知県小牧市応時二丁目250番地

CKD株式会社

(商号：シーケーディ株式会社)

代表取締役社長 **梶 本 一 典**

第92期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第92期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、平成24年6月21日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県小牧市応時二丁目250番地
当本社 大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第92期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第92期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月21日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平成24年6月21日（木曜日）午後5時までにご行使ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ckd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがつて議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成24年6月21日（木曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft®Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。)

(Microsoft®は、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417（午前9時～午後9時）

＜その他のご照会＞ ☎ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

(提供書面)

事業報告

(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

1. 企業集団の状況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

全般的概況

当期におけるわが国経済は、昨年3月に発生した東日本大震災とそれに伴う電力供給不安やサプライチェーンの寸断などの影響から回復へ向けたスタートの年となりました。政府をはじめ、民間企業の努力により予想以上に早く経済回復に向かい、国内では環境対応車の増産に伴う設備投資拡大、好調なアジア向け輸出により工作機械や一般機械向け需要は増加いたしました。

海外では、前半はアジアの経済成長が牽引し拡大いたしましたが、年後半は欧州の金融不安、中国の金融引締め、タイの水害などの影響から減少に転じました。

当社グループの関連市場におきましては、液晶及び半導体に関連する設備投資減少の影響を受けましたが、好調な自動車業界及び製薬業界向け、工作機械や電気機械向けが増加した結果、当期における連結業績は、売上高72,804百万円（前期比1.1%増）となりました。一方、原油や原材料費の上昇に加え、過去に例を見ない急激な円高の影響を受け、営業利益6,067百万円（前期比19.1%減）、経常利益6,213百万円（前期比17.5%減）、当期純利益3,741百万円（前期比18.3%減）となりました。

部門別概況

自動機械部門につきましては、産業機械分野で見込んだ設備物件の一部に遅延はあったものの、国内の薬品包装機械の売上が堅調に推移いたしました。また、はんだ印刷検査装置は海外向けが好調に推移いたしました。結果、売上高14,762百万円（前期比13.0%増）、営業利益2,053百万円（前期比1.8%増）となりました。

機器部門につきましては、自動車、工作機械関連は堅調に推移いたしましたが、液晶製造装置及び半導体製造装置向けは減少いたしました。結果、売上高58,041百万円（前期比1.6%減）、営業利益6,229百万円（前期比19.7%減）となりました。

部門別売上高

部 門	金 額	前 期 比	構 成 比
	百万円	%	%
自 動 機 械 部 門	14,762	113.0	20.3
機 器 部 門	58,041	98.4	79.7
合 計	72,804	101.1	100.0

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、生産管理システム、マシニングセンタ、機械装置の更新等の結果、自動機械部門で705百万円、機器部門で2,111百万円、総額は2,963百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当期末日における貸出コミットメントの総額は4,300百万円であり、借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成25年3月期を最終年度とする中期経営計画「New CKD 2012」を展開し、中長期的な経営戦略の下で、対処すべき課題として「成長市場における拡大」と「海外市場における拡大」を狙い、自動機械部門・機器部門ともに商品力の向上と海外への展開に取り組んでまいります。

あわせて、国内外の人材交流によるグローバル人材の相互育成や、社員の働く意欲に応え未来を担う社員のモチベーションアップのため生涯現役制度を導入し、社内の活性化を図っております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	平成20年度 第 89 期	平成21年度 第 90 期	平成22年度 第 91 期	平成23年度 第 92 期
売 上 高 (百万円)	68,175	50,035	72,020	72,804
経 常 利 益 (百万円)	872	711	7,528	6,213
当 期 純 損 益 (百万円)	△2,849	1,494	4,577	3,741
1 株当たり当期純損益 (円)	△45.28	24.04	73.40	58.96
総 資 産 (百万円)	62,802	62,869	72,171	70,079
純 資 産 (百万円)	39,594	41,480	45,335	48,322
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	636.90	667.24	714.46	761.54

- (注) 1. 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純損益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は、CKD持株会信託口が所有する当社株式の数を含めて算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	平成20年度 第 89 期	平成21年度 第 90 期	平成22年度 第 91 期	平成23年度 第 92 期
売 上 高 (百万円)	62,853	48,258	68,257	68,184
経 常 利 益 (百万円)	1,687	906	6,939	5,454
当 期 純 損 益 (百万円)	△1,986	1,842	4,113	3,160
1 株当たり当期純損益 (円)	△31.56	29.63	65.95	49.81
総 資 産 (百万円)	61,786	63,003	71,478	69,151
純 資 産 (百万円)	40,814	42,990	46,674	49,195
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	656.52	691.53	735.56	775.30

- (注) 1. 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純損益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は、CKD持株会信託口が所有する当社株式の数を含めて算定しております。

(6) 主要な事業内容

部 門	機 種	主 な 製 品
自 動 機 械 部 門	自 動 機 械 装 置	自動包装システム、画像処理検査システム、 リチウムイオン電池製造システム、 三次元はんだ印刷検査機、照明製造システム、 コンデンサ製造システム
機 器 部 門	省 力 機 器	インデックスユニット、 ダイレクトドライブモータ、 ピックアンドブレースユニット
	空 気 圧 制 御 機 器	空気圧方向制御弁、手動切換弁
	駆 動 機 器	空気圧シリンダ、バルブ付シリンダ、 特殊シリンダ、電動アクチュエータ、 複合機能付シリンダ、揺動回転駆動機器
	空 気 圧 関 連 機 器	F． R． Lユニット、フィルタ、レギュレータ、 ルブリケータ、継手、スピードコントローラ、 冷凍式ドライヤ、乾燥式ドライヤ、 膜式ドライヤ、メインラインフィルタ、 流量センサ、圧力センサ
	流 体 制 御 機 器	水用空気用蒸気用バルブ、 半導体製造プロセスガス用バルブ、 薬液用バルブ、真空用バルブ、 ガス燃焼システム機器、防爆バルブ

(7) 主要な営業所及び工場

当 社	本 社 ・ 工 場	愛知県小牧市
	支 店	東京支店 : 東京都港区 名古屋支店 : 愛知県小牧市 大阪支店 : 大阪市西区
	工 場	春日井事業所 : 愛知県春日井市 大山事業所 : 愛知県丹羽郡扶桑町 四日市事業所 : 三重県四日市市
喜 開 理 (中 国) 有 限 公 司	生産拠点	中国無錫市
喜開理 (上海) 機器有限公司	販売拠点	中国上海市
CKD THAI CORPORATION LTD.	生産・販売拠点	タイ国チョンブリ県

(8) 使用人の状況

① 当社グループの使用人の状況

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
自動機械部門	458名	1名減
機器部門	2,668名	22名増
全社（共通）	139名	16名増
合計	3,265名	37名増

② 当社の使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,000名	13名増	41.1歳	18.0年

(注) 従業員数には嘱託、パートタイマーの計258名は含まれておりません。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
喜開理（中国）有限公司	百万円 2,175	% 100.0	機器製造販売

(10) 当社の主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	百万円 1,888

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 233,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 63,453,766株（自己株式5,975,583株を除く） |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 10,793名 |

(2) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFO	5,525	8.71
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	4,662	7.35
C K D 持 株 会	2,666	4.20
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 （ 信 託 口 9 ）	2,551	4.02
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	2,070	3.26
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	1,914	3.02
三井住友海上火災保険株式会社	1,610	2.54
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,581	2.49
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,400	2.21
C K D 協 力 企 業 投 資 会	1,280	2.02

（注）上記持株比率は自己株式を除いて計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	梶 本 一 典	
代 表 取 締 役	塚 原 正 彦	常務執行役員 管理担当
取 締 役	徳 田 重 友	執行役員 海外子会社管理担当 兼財務部長 兼内部監査室長 兼安全保障輸出管理室長
取 締 役	高 橋 卓 也	執行役員 営業本部長
取 締 役	野 澤 好 令	執行役員 品質・環境・安全担当 兼生産本部長
取 締 役	佐 伯 弘 文	
取 締 役	高 畑 千 秋	丸紅株式会社 理事 丸紅建材リース株式会社 理事
常 勤 監 査 役	坪 井 和 巳	
監 査 役	奥 村 敕 軌	弁護士
監 査 役	芝 吹 勝 行	
監 査 役	林 公 一	株式会社アタックス 代表取締役

- (注) 1. 取締役佐伯弘文、高畑千秋の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役奥村敕軌、芝吹勝行、林公一の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外取締役佐伯弘文、高畑千秋、社外監査役奥村敕軌、芝吹勝行、林公一の各氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 取締役野澤好令氏は、平成23年6月24日開催の第91期定時株主総会において選任され就任しました。
5. 平成23年6月24日開催の第91期定時株主総会終結の時をもって、代表取締役金田堅氏は任期満了により退任しました。
6. 監査役奥村敕軌氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役芝吹勝行氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役林公一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 払 人 員	支 払 総 額
取 締 役	8 名	199百万円
監 査 役	4 名	31百万円

- (注) 1. 上記支払額のうち、社外取締役2名及び社外監査役3名の報酬の総額は21百万円であります。
2. 株主総会の決議（平成19年6月28日改定）による取締役の報酬等の限度額は年額600百万円であります。
3. 株主総会の決議（平成19年6月28日改定）による監査役の報酬等の限度額は年額80百万円であります。
4. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員の状況

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

取締役高畑千秋氏は、丸紅株式会社の理事及び丸紅建材リース株式会社の理事を兼職しております。

監査役林公一氏は、株式会社アタックスの代表取締役を兼職しております。

なお、当社と各社との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	佐 伯 弘 文	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から助言を行っております。
社 外 取 締 役	高 畑 千 秋	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から助言を行っております。
社 外 監 査 役	奥 村 敕 軌	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、また、監査役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から助言を行っております。
社 外 監 査 役	芝 吹 勝 行	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、また、監査役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から助言を行っております。
社 外 監 査 役	林 公 一	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、また、監査役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から助言を行っております。

③ 社外役員と締結している責任限定契約の内容の概要

当社定款第28条第2項及び第36条第2項並びに会社法第427条第1項の規定により、社外取締役 佐伯弘文、高畑千秋、社外監査役 奥村敕軌、芝吹勝行、林公一の各氏は、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額となります。

ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	31百万円
② 当社及び当社子会社等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. ②の合計額は、「国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）助言・指導業務」に対する対価が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）助言・指導業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書・情報につきましては、社内規程の充実を図り、法令を順守し、取締役の職務の執行が適正に行われるよう、適切に保存及び管理しております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理につきましては、業務分掌規程の中で、社会規範、法規、公的要求事項の順守を業務活動の基本とする旨定め、全社員の法令順守の意識を高めるとともに、本社のリスク管理部門（総務部、情報システム部、マネージメントシステム部）を中心として各事業本部のリスク管理部門が連携してその徹底を図っております。また、益々複雑化するリスクに対する的確かつ迅速に対応するため、リスクを社内横断的に管理する組織として取締役会の下に設置したリスク管理委員会が全社リスク管理の整備に関する事項について審議決定を行っております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では取締役会を原則毎月1回以上開催し、また、役付役員を中心に構成する常務会を必要に応じ随時開催することにより迅速な経営の意思決定を図っております。各事業本部の経営課題については、役員、部門長が出席する経営会議を開催し、事業環境の分析、業績計画の進捗状況の報告などを通じて情報を共有し、経営判断に反映させることとしております。

なお、執行役員制度を導入しており、従来の取締役会が有していた経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能とを分離し、取締役員数を削減することにより、的確かつ迅速な意思決定を行い、業務執行については執行役員への権限委譲と責任の明確化により機動的な業務執行を行っております。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任（及び企業倫理）を果たすため「社会的責任の自覚」を経営理念の一つとして定め、行動規準を整備し、社内に周知徹底を図っております。

法令順守の事例として、安全保障輸出管理規程、違法行為通報規程を制定しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社についても経営理念の周知徹底を図り、業務の適正を確保しております。

国内、海外の子会社の管理体制を整備し、子会社管理規程を定め子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在は、補助をすべき専従の使用人はおりませんが、必要に応じて専従の使用人を置くこととし、その場合の人事は、取締役と監査役が事前に協議することとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法令及び監査役会の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っております。

報告・情報提供としての主なものは次のとおりです。

- ・経営状況及び事業の遂行状況
- ・当社グループの内部統制システム構築に関する部門の活動状況
- ・当社グループの子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
- ・当社グループの重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの監査体制の実効性を高めるため、経営直轄の独立した内部監査室を設置するなど、当社グループの内部監査体制と内部統制システムの体制との調整を図っております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為（下記(3)において定義されます。）に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、当社の経営にあたっては、自動化技術と流体制御技術等長年にわたるノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であり、これらに関する十分な情報なくしては、株主の皆様が将来実現することができる企業価値ひいては株主価値を適切に判断することはできないものと考えております。

(2) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他基本方針の実現に資する取組み

当社は、創業以来、一貫して自動化技術・流体制御技術の研究開発に取り組み、高品質・高効率の自動化を実現するとともに、省資源・省エネルギーを考慮した自動機械装置及び自動化機器を開発し、あらゆる産業界の自動化・ローコスト化に貢献してまいりました。その結果、自動機械商品においては、高い安全性と環境性能をもつ薬品用自動包装システムは国内で80%のシェアを占めており、リチウムイオン電池用捲回機や電子基板のはんだ印刷検査機についても高いシェアを誇っております。また、機器商品においても、半導体製造に欠かせない薬液制御機器や、あらゆる産業に応用可能な流体制御機器についても国内でトップの地位を堅持しております。当社は、国内はもとより海外各地において幅広い販売ネットワークを構築しているほか、お客様との密接な関係を構築し、世界に通用する品質保証体制の構築と環境対応商品の開発を行い顧客満足度の向上に邁進しております。

また、企業の社会的責任を全うするため、環境保全活動の一層の推進、CSR基金による社会貢献、社員の自主活動の支援などによりステークホルダーとのコミュニケーションを深めるとともに、行動規準をはじめとする各種社内規程の整備や業務手順の文書化を進めるなど内部統制システムを充実させております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月28日開催の第87期定時株主総会の承認に基づき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といいます。）を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）に対する

対応方針（以下「本方針」といいます。）を導入し、平成22年6月24日開催の第90期定時株主総会の承認に基づき、本方針を更新いたしました。

本方針の有効期限は、平成22年6月24日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであり、その概要は以下のとおりであります。

〔本方針の概要〕

I. 大規模買付ルールの内容

当社が設定した大規模買付ルールとは、大規模買付者が①事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならない、②その後当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にはじめて大規模買付行為を開始することができる、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の事項を含みます。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的及び内容
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け
- ④ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付ルールに従う旨を表明した意向表明書をご提出いただくこととし、当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆様の判断又は当社取締役会としての意見形成のためには不十分と認められる場合には、当社取締役会は、外部者からなる独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断の

ために必要かつ適切と認められる範囲において、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した場合は、速やかにその旨を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部の有識者等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が当初の取締役会評価期間の満了時までには当社取締役会としての意見の公表に至らない場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のために合理的に必要とされる範囲内（ただし、原則として30日間を上限とします。）で、取締役会決議をもって取締役会評価期間を延長することができます。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

II. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められる

場合には、当社取締役会は例外的に、企業価値ひいては株主価値を守るために適切と考える対抗措置を発動することがあります。

また、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値に与える影響を検討し、取締役会決議をもって決定することといたします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主価値を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗する場合があります。この大規模買付者により大規模買付ルールが順守されたか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、当社取締役会は、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会決議をもって決定することといたします。

(4) 本方針の妥当性に関する取締役会の判断

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は上記(3)のとおり原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。従いまして、大規模買付者の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、大規模買付者から提供され当社取締役会により開示された本必要情報、当該大規模買付行為の提案及び当社取締役会が提示する当該大規模買付行為の提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなるため、当社取締役会は本方針が上記(1)の基本方針に沿うものであると考えます。

また、本方針は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様に対して提供し、さらには、当社株主の皆様が当社取締役会立案による代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の

企業価値ひいては株主価値の保護につながるものと考えます。従いまして、本方針は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行うにあたっての前提として、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであり、決して当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、経営基盤の充実と今後の事業拡大のための内部留保の充実を前提に、安定的な配当の継続を基本方針としております。

この方針のもと、当期の配当につきましては、平成24年5月10日開催の取締役会決議により期末配当金を1株当たり6円とし平成24年6月4日を支払開始日とさせていただきます。これにより、平成23年12月に実施いたしました中間配当金の1株当たり6円を合わせた当期の年間配当金は、前期に比べ2円減配の1株当たり12円となります。

また、内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えと研究開発費用として投入していくこととしております。

以上、事業報告に記載の金額については、1株当たり情報を除き、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	46,863	流 動 負 債	18,855
現 金 及 び 預 金	6,059	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	9,335
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	18,466	短 期 借 入 金	2,023
営 業 未 収 入 金	3,538	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	700
商 品 及 び 製 品	3,816	リ ー ス 債 務	24
仕 掛 品	1,815	未 払 費 用	2,162
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	11,217	未 払 法 人 税 等	859
繰 延 税 金 資 産	1,350	賞 与 引 当 金	55
そ の 他	702	製 品 保 証 引 当 金	368
貸 倒 引 当 金	△103	受 注 損 失 引 当 金	147
固 定 資 産	23,216	そ の 他	3,179
有 形 固 定 資 産	17,977	固 定 負 債	2,901
建 物 及 び 構 築 物	7,668	長 期 借 入 金	1,317
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	4,767	リ ー ス 債 務	40
工 具、器 具 及 び 備 品	798	繰 延 税 金 負 債	341
土 地	4,451	退 職 給 付 引 当 金	99
リ ー ス 資 産	63	資 産 除 去 債 務	131
建 設 仮 勘 定	227	そ の 他	970
無 形 固 定 資 産	818	負 債 合 計	21,757
投 資 そ の 他 の 資 産	4,420	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	3,707	株 主 資 本	48,560
繰 延 税 金 資 産	87	資 本 金	11,016
そ の 他	733	資 本 剰 余 金	12,735
貸 倒 引 当 金	△106	利 益 剰 余 金	29,520
資 産 合 計	70,079	自 己 株 式	△4,710
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△238
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	498
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△736
		純 資 産 合 計	48,322
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	70,079

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成23年4月1日)
(至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		72,804
売上原価		53,148
売上総利益		19,655
販売費及び一般管理費		13,588
営業利益		6,067
営業外収益		
受取利息及び配当金	111	
受取補償金	95	
受取事務手数料	68	
その他	178	452
営業外費用		
支払利息	75	
売上割引	97	
為替差損	72	
その他	62	307
経常利益		6,213
特別利益		
固定資産売却益	45	
補助金収入	10	55
特別損失		
固定資産売却損	13	
固定資産除却損	41	
その他	2	57
税金等調整前当期純利益		6,211
法人税、住民税及び事業税	2,346	
法人税等調整額	123	2,470
少数株主損益調整前当期純利益		3,741
当期純利益		3,741

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自 平成23年 4 月 1 日）
（至 平成24年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	11,016	12,735	26,672	△5,040	45,383
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△888		△888
当 期 純 利 益			3,741		3,741
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分				329	329
従業員奨励福利基金等			△5		△5
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計			2,847	329	3,177
当 期 末 残 高	11,016	12,735	29,520	△4,710	48,560

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	579	△627	△48	45,335
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△888
当 期 純 利 益				3,741
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				329
従業員奨励福利基金等				△5
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△80	△109	△189	△189
当 期 変 動 額 合 計	△80	△109	△189	2,987
当 期 末 残 高	498	△736	△238	48,322

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 子会社のうち次に示す10社が連結の範囲に含まれております。

(国内子会社 2 社)

シコク精工株式会社

シーケーディグローバルサービス株式会社

(在外子会社 8 社)

CKD THAI CORPORATION LTD.

CKD SINGAPORE PTE. LTD.

CKD USA CORPORATION

CKD韓国株式会社

M-CKD PRECISION SDN. BHD.

喜開理(中国)有限公司

喜開理(上海)機器有限公司

台湾喜開理股份有限公司

前連結会計年度において連結子会社でありました福島ホーニング工業株式会社は、平成24年2月で清算を結了したため、当連結会計年度末より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

CKD SALES THAI CORPORATION LTD.

CKD EUROPE B. V.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

下記の非連結子会社(2社)及び関連会社(1社)に対する投資については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が極めて僅少であり、全体として重要性がないため持分法を適用せず原価法により評価しております。

(非連結子会社)

非連結子会社

CKD SALES THAI CORPORATION LTD.

CKD EUROPE B. V.

関連会社

株式会社パボット技研

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、在外子会社を除き親会社の決算日と一致しております。また、在外子会社の決算日はすべて12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を採用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 重要な会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- | | |
|---------|--|
| その他有価証券 | ：時価のあるもの |
| | …期末決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) |
| | ：時価のないもの |
| | …移動平均法による原価法 |

② たな卸資産

- | | | |
|-------------|----------|---|
| a. 商品及び製品 | 自動機械製品 | ：個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| | 機器商品及び製品 | ：総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| b. 仕掛品 | | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| c. 原材料及び貯蔵品 | 原材料 | ：総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| | 貯蔵品 | ：最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	3年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引につきましては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、当社においては、当連結会計年度末において、年金資産が退職給付債務（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を除く）を上回ったため、「前払年金費用」として投資その他の資産の「その他」に表示しております。

④ 製品保証引当金

顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係る費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積もられる金額を計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により、収益及び費用は、期中平均相場によりそれぞれ円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) その他

① 在外連結子会社の主要な会計処理基準は次のとおりであります。

たな卸資産の評価方法

- | | |
|-------------|------------|
| a. 商品及び製品 | 総平均法による低価法 |
| b. 仕掛品 | 総平均法による低価法 |
| c. 原材料及び貯蔵品 | 総平均法による低価法 |

固定資産の減価償却方法

有形固定資産 定額法（見積耐用年数）

② 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(追加情報)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した引当金

損失が見込まれるたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金38百万円(うち、商品及び製品に係る受注損失引当金13百万円、仕掛品に係る受注損失引当金25百万円)を相殺表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

43,898百万円

3. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形については、手形満期日に入出金の処理をする方法によっております。従って当連結会計年度末日は、金融機関休業日のため次のとおり連結会計年度末日満期手形が期末残高に含まれておりません。

受取手形

537百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

69,429,349株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成23年5月12日 取 締 役 会	普通株式	507	8	平成23年3月31日	平成23年6月6日
平成23年10月31日 取 締 役 会	普通株式	380	6	平成23年9月30日	平成23年12月8日
計	—	888	—	—	—

(注) 1. 平成23年5月12日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、CKD持株会信託口に対する配当金10百万円を含めております。

2. 平成23年10月31日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、CKD持株会信託口に対する配当金6百万円を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成24年5月10日 取 締 役 会	普通株式	380	利益剰余金	6	平成24年3月31日	平成24年6月4日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理業務要領に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	6,059	6,059	－
(2) 受取手形及び売掛金	18,466	18,466	－
(3) 営業未収入金	3,538	3,538	－
(4) 投資有価証券 その他有価証券	3,596	3,596	－
(5) 支払手形及び買掛金	(9,335)	(9,335)	－
(6) 短期借入金	(2,023)	(2,023)	－
(7) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	(2,017)	(2,025)	8

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は証券会社による時価評価額によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額110百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	761円54銭
2. 1株当たり当期純利益	58円96銭

1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は、CKD持株会信託口が所有する当社株式の数を含めて算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

記載金額は、1株当たり情報に関する注記を除き、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成24年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	42,928	流 動 負 債	17,386
現 金 及 び 預 金	4,344	支 払 手 形	1,386
受 取 手 形	4,455	買 掛 金	3,056
売 掛 金	13,704	営 業 未 払 金	4,936
営 業 未 収 入 金	3,538	短 期 借 入 金	1,231
商 品 及 び 製 品	2,496	1年内返済予定の長期借入金	700
仕 掛 品	1,778	リ ー ス 債 務	22
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	10,311	未 払 金	1,434
前 払 費 用	226	未 払 費 用	2,092
繰 延 税 金 資 産	1,308	未 払 消 費 税 等	371
未 収 入 金	507	未 払 法 人 税 等	809
そ の 他	288	前 受 金	584
貸 倒 引 当 金	△34	預 り 金	85
固 定 資 産	26,223	製 品 保 証 引 当 金	368
有 形 固 定 資 産	16,185	受 注 損 失 引 当 金	147
建 物	6,879	設 備 関 係 支 払 手 形	158
構 築 物	283	固 定 負 債	2,569
機 械 及 び 装 置	4,034	長 期 借 入 金	1,317
車 輜 運 搬 具	3	リ ー ス 債 務	36
工具、器具及び備品	551	長 期 未 払 金	13
土 地	4,270	繰 延 税 金 負 債	270
リ ー ス 資 産	56	資 産 除 去 債 務	131
建 設 仮 勘 定	103	長 期 預 り 金	798
無 形 固 定 資 産	683	負 債 合 計	19,955
ソ フ ト ウ ェ ア	240	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	443	株 主 資 本	48,697
投 資 そ の 他 の 資 産	9,354	資 本 金	11,016
投 資 有 価 証 券	3,659	資 本 剰 余 金	12,737
関係会社株式・出資金	5,189	資 本 準 備 金	11,797
破 産 更 生 債 権 等	80	そ の 他 資 本 剰 余 金	939
長 期 前 払 費 用	25	利 益 剰 余 金	29,654
そ の 他	504	利 益 準 備 金	1,286
貸 倒 引 当 金	△103	そ の 他 利 益 剰 余 金	28,367
資 産 合 計	69,151	別 途 積 立 金	22,500
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,867
		自 己 株 式	△4,710
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	498
		その他有価証券評価差額金	498
		純 資 産 合 計	49,195
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	69,151

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成23年 4 月 1 日)
(至 平成24年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		68,184
売 上 原 価		51,288
売 上 総 利 益		16,895
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,664
営 業 利 益		5,231
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	129	
そ の 他	294	424
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	49	
売 上 割 引	97	
そ の 他	55	201
経 常 利 益		5,454
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	2
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2	
固 定 資 産 除 却 損	35	
そ の 他	2	39
税 引 前 当 期 純 利 益		5,417
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,207	
法 人 税 等 調 整 額	49	2,257
当 期 純 利 益		3,160

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成23年 4 月 1 日)
(至 平成24年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株	株主資本合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益 剰 余 金				利 益 剰余金 合 計
						別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	11,016	11,797	939	12,737	1,286	20,000	6,095	27,382	△5,040	46,095
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△888	△888		△888
当 期 純 利 益							3,160	3,160		3,160
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分									329	329
別途積立金の積立						2,500	△2,500	-		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,500	△227	2,272	329	2,601
当 期 末 残 高	11,016	11,797	939	12,737	1,286	22,500	5,867	29,654	△4,710	48,697

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	579	579	46,674
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△888
当 期 純 利 益			3,160
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			329
別途積立金の積立			-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△80	△80	△80
当期変動額合計	△80	△80	2,521
当 期 末 残 高	498	498	49,195

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

② その他有価証券：時価のあるもの

…期末決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売

却原価は主として移動平均法により算定)

：時価のないもの

…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

① 商品及び製品

自動機械製品：個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

機器商品及び製品：総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ 原材料及び貯蔵品

原材料：総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品：最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 … 3年から50年

機械及び装置 … 3年から17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、当事業年度末において、年金資産が退職給付債務見込額（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を除く）を上回ったため、「前払年金費用」として、投資その他の資産の「その他」に表示しております。

(3) 製品保証引当金

顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係る費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

(4) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表の注記)

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 関係会社に対する短期金銭債権 | 2,780百万円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債務 | 5,145百万円 |
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額 | 41,554百万円 |
| 4. 偶発債務 | |

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、債務保証又は保証予約を行っております。

CKD THAI CORPORATION LTD.	360百万円
CKD 韓国株	194百万円
M-CKD PRECISION SDN. BHD.	112百万円
CKD SINGAPORE PTE. LTD.	104百万円
台湾喜開理股份有限公司	156百万円
計	929百万円

5. 資産から直接控除した引当金

損失が見込まれるたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金38百万円（うち、商品及び製品に係る受注損失引当金13百万円、仕掛品に係る受注損失引当金25百万円）を相殺表示しております。

6. 期末日満期手形

期末日満期手形については、手形満期日に入出金の処理をする方法によっております。従って当事業年度末日は、金融機関休業日のため次のとおり期末日満期手形が期末残高に含まれておりません。

受取手形	537百万円
------	--------

(損益計算書の注記)

関係会社との取引高

売上高	7,312百万円
仕入高	3,017百万円
販売費及び一般管理費	116百万円
営業取引以外の取引高	132百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度における自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式 (注) 1	5,975	0	—	5,975
普通株式 (信託口所有分) (注) 2	1,257	—	424	832
合 計	7,232	0	424	6,808

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式 (信託口所有分) の自己株式の株式数の減少424千株は、信託口から従業員持株会への売却による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付信託設定額	698百万円
未払賞与	556百万円
たな卸資産	353百万円
製品保証引当金	139百万円
投資有価証券	130百万円
その他	531百万円
繰延税金資産 小計	2,410百万円
評価性引当額	△768百万円
繰延税金資産 合計	1,641百万円

繰延税金負債

退職給付信託設定益	△287百万円
その他有価証券評価差額金	△249百万円
その他	△66百万円
繰延税金負債 合計	△603百万円

繰延税金資産 純額	1,037百万円
-----------	----------

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機一式その他については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	シーケーディ グローバルサービス㈱	直接100.0 %	業 務 の 委 託 役 員 の 兼 任	ファクタリング業務(注1)	25,479	営業未払金	4,936
子会社	喜開理(上海)機器有限公司	直接100.0 %	製 品 の 販 売 役 員 の 兼 任	機器製品の販売(注2)	2,123	売 掛 金	786

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 営業未払金については、当社、当社の仕入先及びシーケーディグローバルサービス㈱の三者間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による決済を行っております。

(注2) 喜開理(上海)機器有限公司との取引価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

775円30銭

2. 1株当たり当期純利益

49円81銭

1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は、CKD持株会信託口が所有する当社株式の数を含めて算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

記載金額は、1株当たり情報に関する注記を除き、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 5 月 8 日

シーケーディ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 川 薫 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 寿 佳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服 部 一 利 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シーケーディ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シーケーディ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 5 月 8 日

シーケーディ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 川 薫 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 寿 佳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服 部 一 利 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シーケーディ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室及びマネージメントシステム部内部統制担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月10日

シーケーディ株式会社 監査役会

常勤監査役 坪 井 和 巳 ⑩

社外監査役 奥 村 敕 軌 ⑩

社外監査役 芝 吹 勝 行 ⑩

社外監査役 林 公 一 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

現在、通称社名として使用している「CKD株式会社」に社名を統一するため、商号を「シーケーディ株式会社」から「CKD株式会社」に変更するものであります。また、現在使用していない独文商号「CKD Aktiengesellschaft」につきましては、今後も使用する予定がないため廃止するものであります。

なお、商号の変更は、平成24年7月1日をもって効力を生ずるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商 第1章 総 則 第1条 当社は、<u>シーケーディ株式会社</u>と称する。 また、英文では CKD Corporation <u>独文では、CKD Aktiengesellschaft</u> と表示する。 ＜新 設＞	(商 第1章 総 則 第1条 当社は、<u>CKD株式会社</u>と称する。 また、英文では CKD Corporation と表示する。 (附 則) <u>第1条（商号）の変更は、平成24年7月1日をもって効力を生ずるものとし、同日付をもって本附則を削除する。</u>

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（7名）は任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
1	かじ もと かず のり 梶 本 一 典 (昭和31年11月22日生)	昭和55年4月 当社入社 平成13年5月 C K D大阪販売株式会社 取締役社長 平成16年6月 当社取締役執行役員 営業本部長 平成17年6月 当社取締役常務執行役員 営業本部長 平成20年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	41,132株
2	つか はら まさ ひこ 塚 原 正 彦 (昭和29年9月12日生)	昭和53年4月 当社入社 平成19年10月 当社執行役員 人事部長 平成20年6月 当社取締役執行役員 人事部長 平成22年6月 当社取締役常務執行役員 管理担当 兼海外事業本部長 平成23年6月 当社代表取締役常務執行役員 管理担当 兼海外事業本部長 平成23年7月 当社代表取締役常務執行役員 管理担当 現在に至る	27,900株
3	とく だ しげ とも 徳 田 重 友 (昭和32年9月28日生)	昭和55年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成20年6月 当社取締役執行役員 海外子会社管理担当 兼経理部長 兼内部統制推進室長 平成22年6月 当社取締役執行役員 海外子会社管理担当 兼財務部長 兼内部監査室長 兼安全保障輸出管理室長 現在に至る	33,300株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
4	の ざわ よし のり 野 澤 好 令 (昭和30年 7 月 31 日生)	昭和49年 4 月 当社入社 平成20年 5 月 当社生産本部 犬山事業所長 平成21年 4 月 喜開理（中国）有限公司 董事 兼総経理 平成21年 6 月 当社執行役員 喜開理（中国） 有限公司 董事兼総経理 平成23年 4 月 当社執行役員 生産本部副本 部長 平成23年 6 月 当社取締役執行役員 品質・ 環境担当 兼生産本部長 平成23年12月 当社取締役執行役員 品質・ 環境・安全担当 兼生産本部長 現在に至る	15,900株
5	※ うち なが きょう いち 内 永 恭 一 (昭和34年10月19日生)	昭和60年 5 月 当社入社 平成15年 1 月 当社営業本部 九州営業部長 平成17年12月 当社営業本部 市場開発統括部 長 平成19年12月 当社営業本部 営業戦略統括部 長 平成20年 4 月 当社営業本部副本部長 兼営業 戦略統括部長 平成22年 3 月 当社営業本部副本部長 兼大阪 支店長 平成23年 6 月 当社執行役員 営業本部副本部 長 兼大阪支店長 平成24年 5 月 当社執行役員 営業本部副本部 長 現在に至る	3,383株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
6	たか はた ち あき 高 畑 千 秋 (昭和19年6月19日生)	昭和43年4月 丸紅飯田株式会社入社 昭和49年4月 丸紅ベルギー不動産 代表取締役 昭和61年4月 日産ベルギー 代表取締役社長 平成8年4月 丸紅英国会社 社長 平成9年4月 丸紅ドイツ会社 社長 平成9年6月 丸紅株式会社 取締役 平成15年6月 丸紅建材リース株式会社 代表取締役社長 丸紅株式会社 理事 現在に至る 平成20年6月 丸紅建材リース株式会社 理事 現在に至る 平成22年6月 当社取締役 現在に至る	1,000株
7	※ か がわ じゅん いち 加 川 純 一 (昭和25年9月19日生)	昭和52年4月 日本特殊陶業株式会社入社 平成12年2月 同社 自動車関連事業本部 技術開発本部 プラグ技術部長 平成15年6月 同社 取締役 平成19年6月 同社 常務取締役 平成21年6月 同社 専務取締役 平成23年6月 同社 顧問・技監 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高畑千秋及び加川純一の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. ※印は新任取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- ① 高畑千秋氏につきましては、同氏が有する経営者並びに海外での豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ② 加川純一氏につきましては、同氏が有する経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
- 高畑千秋氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、高畑千秋氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低限度とする旨の契約を締結しております。本議案において同氏の再選をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の上記契約を継続する予定であります。また、本議案において加川純一氏の選任をご承認いただいた場合、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 高畑千秋及び加川純一の両氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役奥村敕軌氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

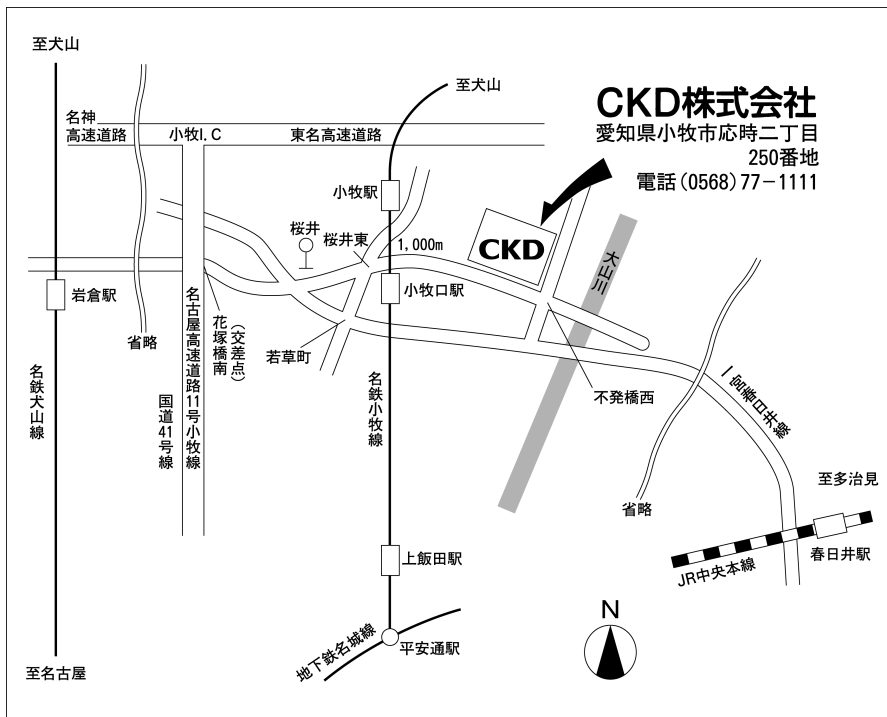
氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※ 南 谷 直 毅 (昭和40年3月11日生)	平成5年4月 弁護士登録 現在に至る 平成11年9月 南谷法律事務所開設 平成18年6月 当社補欠監査役 現在に至る 平成19年6月 株式会社中部新都市サービス 社外監査役 現在に至る 平成23年5月 ユニー株式会社 社外監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. 南谷直毅氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 南谷直毅氏は、社外監査役候補者であります。
3. ※印は新任監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由について
南谷直毅氏につきましては、同氏が有する弁護士としての豊富な経験と専門的知見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
当社は、本議案において南谷直毅氏の選任をご承認をいただいた場合、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
5. 南谷直毅氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図



〔交通〕

- ・名鉄小牧線 : 小牧口駅下車、東へ徒歩約900m左側
- ・名鉄犬山線 : 岩倉駅下車、東口から小牧行名鉄バスに乗りかえ桜井下車、東へ徒歩約1,000m左側
- ・JR中央本線 : 春日井駅下車、駅前から小牧行名鉄バスに乗りかえCKD前下車
- ・高 速 道 路 : 東名・名神高速道路小牧インターチェンジで降り、南へ約2,700m、花塚橋南交差点を左折、そこから約2,800m左側